

任の強化に努めます。なお、排出事業者責任の強化に呼応して、処理業者に関する情報提供システムについて研究します。

(2) 産業廃棄物管理計画の作成指導

一定規模以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者等については、産業廃棄物管理計画及び特別管理産業廃棄物管理計画の作成指導を行い、毎年度その実施状況の報告を求め、排出抑制・再生利用の促進及び適正処理の指導を行います。

(3) 監視指導の充実

産業廃棄物の適正処理について、排出事業者及び処理業者の立ち入り検査等監視指導を充実します。なお、違反に対して厳正に対処し、悪質な違反者等に対しては「熊本県生活環境保全等に関する条例」に基づき氏名の公表を行います。

また、産業廃棄物処理施設の水質検査結果等については、取りまとめて公表するほか、処理施設が所在する等の関係市町村への情報提供も行います。

3 産業廃棄物の個別処理の方針

産業廃棄物のうち排出量が多い、建設廃棄物、下水汚泥、のほか農業系・漁業系の産業廃棄物、医療系廃棄物等の特別管理産業廃棄物について、その特性に応じ、再資源化を含めた個別処理の方針を次のとおりとします。

(建設廃棄物)

建設工事に伴い副次的に発生するコンクリート塊等の建設副産物対策については、平成 9 年 1 月、国・県・市町村及び建設業界等で構成する「熊本県建設副産物対策連絡会」を設置し、適正処理を徹底するとともにリサイクルの促進や公共工事における再生資材（リサイクル材）の活用等に取り組んでいます。このうちコンクリート・アスファルトについては道路資材等として再利用が進んでいるものの、建設発生木材、建設汚泥の再利用が低迷しています。今後、県が行う公共工事において、建設廃棄物の発生抑制、再生利用を推進し、ゼロエミッションを目指します。

また、国では建設リサイクル法を制定し、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊等 4 品目）の再資源化を推進することとしており、このため、国の方針に基づき新たな再資源化の目標値を設定するとともに、工法・資材の活用、建設副産物の処理方式等を検討します。

(下水汚泥)

下水汚泥は、下水道の整備の進捗により発生量が増加するため、今後一層の減量化や地域特性に応じた再生利用の推進が必要です。このため、広域的かつ長期的な視点で、今後の下水汚泥処理方針を定める下水汚泥処理総合計画を平成 13 年度に策定し、効率的で経済的な広域処理体制の構築を図り、下水汚泥の適正処理を推進します。

なお、再生利用については、緑農地利用や建設資材化等処理方法の多様化を図るとともに、安定的な販路の確保を目指します。

「下水汚泥（脱水及び天日乾燥汚泥）の再生利用率」

現状：18,464 t／年（全量に対する割合 39%）

（平成 12 年度下水汚泥処理処分実態調査）

平成 17 年度目標値：概ね 60%

平成 22 年度目標値：概ね 100%

（農業系・漁業系産業廃棄物）

農業から発生する産業廃棄物は排出量が多く、その処理については農地還元されたり自己処分されるものも多くなっています。特に、家畜排せつ物（動物の糞尿）は、農産物及び飼料作物の生産に堆肥として有効に利用されてきました。しかし、畜産経営の規模の拡大・高齢化に伴う農作業の省力化等を背景として、家畜排せつ物の利用が困難となりつつあり、悪臭・水質汚濁等の環境問題も生じています。平成 11 年 11 月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、家畜排せつ物を適正に管理し、堆肥として土づくりに活用することとなりました。これを踏まえて、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する県計画を策定し、家畜排せつ物の適切な処理により畜産環境の保全を図りつつ、耕種農家及び耕種地域における堆きゅう肥の利用を促進するため、計画的な堆肥化処理施設等の整備を推進します。また、野積み・素掘り等の不適切な管理については、平成 16 年 10 月末までに解消に努めます。

農業用廃プラスチック類については、排出量の削減を図るため、土壌微生物によって分解される生分解性フィルム等の導入検討や長期間使用に耐える被覆フィルムの利活用を進めます。また、処理については、排出事業者である個々の農家で適正に処理する事が難しいため、市町村・農業団体、フィルム商業会等からなる市町村段階、県段階で組織された「農業用廃プラスチック類処理対策協議会」を中心に組織的な収集・処理体制を強化しながら、再生利用を基本とした適正処理を推進します。

なお、農薬空容器については、回収モデル事業に取り組んだ地域を拠点とした各地域協議会を中心に農家の意識啓発を図りながら、組織的な回収の普及拡大及び適正処理を進めます。

FRP 廃船については、国においてリサイクル・リユース技術やリサイクルシステム化の検討が進められているところであり、この結果を踏まえ、関係機関と連携しながら、再生利用を推進します。

「堆肥化等処理施設整備率」

現状：44%（平成 12 年度：家畜排せつ物処理施設整備調査）

平成 17 年度目標値：70%

平成 22 年度目標値：100%

「農業用廃プラスチック類の回収率」

現状：96%（平成 12 年度：農業用廃プラスチック類の使用量調査）

平成 17 年度目標値：98%

平成 22 年度目標値：100%